

第三十八回国会 建設委員會議録 第十二号

昭和三十六年三月十日(金曜日)

午前十四時四十八分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君

理事 藤澤 雄次君 理事 瀬戸山三男君

理事 松澤 雄藏君 理事 石川 次夫君

理事 山中 日露史君

澤澤 寛君 宇野 宗佑君

大沢 雄一君 小沢 辰男君

齋藤 邦吉君 田川 誠一君

廣瀬 實藏君 丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君 松田 鐵藏君

岡本 隆一君 栗林 三郎君

實川 清之君 日野 吉夫君

三鍋 義三君 田中幾三郎君

出席國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

國務大臣 迫水 久常君

出席府委員

總理府事務官 大來佐武郎君

合計局局長 曾田 忠君

總理府事務官 會田 忠君

合開局局長 會田 忠君

建設技官 高野 務君

(道路局長)

委員外の出席者

専門員 山口 乾治君

三月十日

委員 綾部健太郎君、大倉三郎君及び

山口好一君辭任につき、その補欠とし

て小沢辰男君、田川誠一君及び宇

野宗佑君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員 宇野宗佑君、小沢辰男君及び田

川誠一君辭任につき、その補欠とし

て山口好一君、綾部健太郎君及び大

倉三郎君が議長の名で委員に選任

された。

本日の會議に付した案件

道路整備緊急措置法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第三二二号)

○加藤委員長 これより會議を開きま

す。

道路整備緊急措置法等の一部を改正

する法律案を議題とし、質疑を行ない

ます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。

日野吉夫君。

○日野委員 過般の質問に引き続いて

お伺いしたいのですが、何かこの間の

お話しでは、広域経済の促進法を調査費

をちゃんとつけて、建設省でも出す、

自治省でも出す、通産省でも出すとい

うようなことになっておるのですが、

建設省でもやはり法案を出すお考えで

すか。

○中村國務大臣 この後進地域の開発

につきましまして、いろいろ基礎的な調

査等が必要だと思ふのであります。三

十六年度、関係各省それぞれ調査費が

計上されました。建設省の立場といた

しましては、御承知の通り、広域的な

地方開発を考える必要があるという立

場を立て、今国会に立法措置を講じ

まして、提案の運びにいたしたいとか

ながね思つておつたのでございま

す。各省につけられました予算等から

見て、もつと情勢を熟させる必要があ

る。建設省全体としての省議としては

まだきめませんけれども、今のところ

ろ、実は私そういうふうに考えておる

次第でございます。

○日野委員 きのうあたり、何か自治

省からやはりこの種の法案が出て、建

設省と了解がついたんだから審議を進

めてくれというので、議運にかかつて

いるようです。何かそのことで話し合

いでもあったのですか、その点。

○中村國務大臣 通産省が、工業立地

の調査を、法律ができておりました。

従来続けてきておるわけでありま

す。しかし、それはまだ業種別の調査に

入つておりませんので、三十六年度か

ら業種別の立地条件調査というものを

やりたいということ、この法律改正

案を出すことに相なつております。あ

るいはもう出たかもしれない。もう

一つは、経済企画庁の方で、後進地域

の工業開発に關係する法律案を出そ

う。これは、後進地域に工場等を作り

ます場合に優遇措置を講ずる法律であ

ります。優遇措置だけに限つては法

律でございまして、建設省や自治省

等で考えておりますことは抵触を

いたさないわけでございます。先般閣

議にかかりまして、私もこれは承認

をいたしましたので、多分これも提案

の運びになつておると思ふのであり

ます。

○日野委員 過般の大臣に何つた生産

の伸びる地域、伸びない地域、そして

今後の困難な開発計画が四大地帯以外

に設定されなければならぬ。これは膨

大な土地を要し、用水等を必要とし、

そこをつなぐ輸送力の強化のための道

路建設が必要になるであらう。こうい

うことから、各省にこの種の調査費が

ついて、それぞれ考えているだらうけ

れども、建設省は指導的立場に立つ

て、これらのものを総合してやるべき

でないかという考えから、多分そうな

るであらうという期待を持っていた。

ほか、自治省とか通産省が、こつち

の、建設省の方針と打ち合わせなしに

どんどんそういう法律を作つていくと

いうことになる、道路政策やいろい

ろの点で非常に混乱を来すおそれが

あると思ふのです。特に建設大臣に、

所得倍増計画の重大な使命を負つて、

この政策遂行のために建設省がやるん

だというふうな気魄がほしい、こう

思つてゐるのです。きのうあたり、議

運が押えています。それはほんとうに

建設省と了解がついたのかどうかとい

うことを確かめるために押えてゐるは

ずです。こういう状況のとき、やはり

建設省は厳然たる態度で、一つ計画を

明らかにして、これに対処する必要が

あると思ふのです。通産省の出してい

るそのものに、了解を与えたかどうか

わかりません。そういう状況なら、や

はり大臣として、これらの省との協議

をして、權威のない、何べんもやり直

しするやうなことでは、これは建設省

の面子にかかわるので、そうやられる

ことがいと思ふんだが、大臣はそれ

に對してどんなお考えか。一つ何つて

おきたい。

○中村國務大臣 今出ております通産

省と経済企画庁の法律案は、われわれ

の考えておりまする広域都市建設とい

うことは抵触しない、むしろ抵触す

る心配よりは、これを大いにわれわれ

は利用していかなければならぬ立場

に立つと思つておるのでございま

す。というのは、通産省の法律は工業立地

調査に關する法律でございまして、そ

れによつて道路交通事情、輸送事情、

あるいは港湾関係等を見まして、どこ

が工場立地として適しておるかとい

うことを従来調べてきて、二百数十カ所

ピックアップされておるわけござ

います。これだけでは十分でない。

さらに業種別の立地条件というものを

調べる必要があるというこの今度は

改正案と心得ております。そこで、通

産省でそれを調べてどうしておるか

といふと、この調べた資料を関係各

省や、あるいは業界にこれを普及しま

して、行政指導でできるだけさうい

う立地条件というものを、今後の工場

建設や事業をやる人たちに参考資料を

提供するが使命であることになつてお

ります。それから、今度経済企画庁が

出しましたのは、後進地域にできる工

場等に対する固定資産税その他税制上

の優遇措置を講じよう。こういう法律

でございまして、これらは後進地域開

発の参考資料になつたり、あるいは援

助の役割を果たすというものであるわ

けでございす。

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

第一類第十二号 建設委員會議録第十二号 昭和三十六年三月十日

われわれといたしましては、そういった立地条件に就いては、どこが広域都市として地域開発をすべきところであるかということ、通産省が現在やっている立地条件の調査とにらみ合ひまして、めどをつけて、その目標をつけたところに対しては、市町村の区域にとらわれることなく、そういう行政区域を超越した道路整備、あるいは用水の造成、その他建設費で担当すべき諸般の開発の基本となるべき条件を整えていくことでございまして、従つて、三十六年度といたしましては、調査費を若干いただきましたので、この調査費で、通産省のやつております工業立地条件の調査の資料を十分にこちらでございまして、それとにらみ合つて広域都市という指定区域を作りまして、地域開発を進めていくという行き方がやはり順序ではないかと思ひます。さやうな角度から申しますと、まだ、通産省で今後さらに拡張して業種別の立地条件調査等をする段階でございまして、それらの大体熟して行くのを待つて進める方が妥当ではないだろうか、という目下のところ考えをいたしておるような次第でございまして。

○日野委員 まあ、事情は今、大臣のお話のようになつておると思ひます。根本的には、やっぱり通産省の大臣の答弁のように、四大工業地帯では次の倍増計画遂行はできない。太平洋沿岸のベルト地帯の開発は当然のことであるが、さらに開発可能な地域に向かつて、大体今の企画庁あたりの計算でいきますと、現状の工業地帯の総面積が千二百万坪ですか、それに新しく必要とする地域が、計算によりま

すと千八百万坪必要である。こういうことになる、もうすでに用地の問題で、四大工業地帯ではこれは吸収できないということになるでございまして。さらに開発可能な地域等も入れて、一貫した一つの計画を打ち立てる必要があることは、過般の大臣の答弁でもわかつてゐるのです。こういう一つの根本的な計画を立てて、これをどう遂行していくかということについて、やはり年次計画等もきつちりと立ててこれを遂行しないと、とかく世間は膨大な予算をもつて、裏打ちする一つの計画が出てないというところから、土建予算とか、いろいろのこと言われるのです。そういうことなしに計画を立てていくためには、どうしても、通産省がやつたり、自治省がやつたり、小さなばらばらのあれじゃいかぬ。これはきつちりと、大きい計画の中に入れてやるという基本的な方針を打ち立てることが必要である。われわれはこう思ひますので、ぜひ一つ、そういう抱負を進めていただきたいと思ひます。この点は、さう注文しておきます。

さらに、この法案の重要な一点として、ガソリン税の値上げが含まれてゐるわけですね。これは、ガソリンが安いという一つのなが言われておりますが、一体どこと比較して安いと言われぬか。ガソリンの価格はどの程度が適正なものなのか。何か比較表が、さういう調査でもあれば、これを聞かしたい。その妥当性を明らかにしてもらいたい。これは事務当局からでもよろしいです。

○高野政府委員 各国のガソリン税と小売価格との関係を申し上げます。イ

タリヤが小売価格が一リットル当たり七十八円、その税額が五十六円八十銭でございまして、小売価格のうち税額の占める割合は七三%でございまして。西ドイツが小売価格が一リットル当たり五十一円でございまして。税額が三十三円三十銭でございまして、従ひまして、小売価格のうち税額の占める割合は五九%でございまして。フランスは一リットル当たり七十二円の小売価格のうち、税額は五十三円五十銭でございまして、従ひまして、小売価格のうち税額の占める割合は七四%でございまして。イギリスは小売価格四十七円。そのうち、税額は二十七円七十銭でございまして、小売価格のうち税額の占める割合は五九%でございまして。アメリカは小売価格二十九円でございまして、税額は九円五十銭。小売価格のうち税額の占める割合は三三%でございまして。

○日野委員 この問題は、現行キロリットル当たり一万九千二百円でありまして、これを一五・一%引き上げて二万二千二百円にする。この価格で、日本の現状からいって、あなたはほかと比較して、今は日本がまだ安いのだというお考えだろうけれども、はたして実情からいって、日本のは安いとお考えですか。

○高野政府委員 今回の引き上げによりまして、地方道路税とガソリン税を合算いたしました。一リットル当たり二十六円十九銭になるのですが、そのまゝ小売価格にはね返つた場合に、小売価格のうち税額の占める割合は五四%でございまして。アメリカよりは多うございしますが、イギリス、フランス、西独、イタリヤ各国に比較いたしますと、税率の割合はそれほど高くない感じがいたします。また、小売価格にいたしましては、税額の引き上げがそのまま小売価格にはね返るといふこと、従来の経験から申しますとないものでございまして。小売価格がそのまま上がりまして、小売価格がそのまゝ上がりましたといひましたけれども、それほど高い数字ではないという感じがいたします。

○日野委員 アメリカよりは高いが、西ドイツ、イギリスよりは安いといふことでございしますが、この値上げが直ちに影響するところは非常に大きいと思ひます。たとえば、運賃の値上げを来すです。同時に、料金の値上げが非常に心配をするのは、このことが直ちに、日本の農村の機械化の問題、共同化の問題というふうなことで、驚くべき動力導入を計画して、一方で国策を推進してゐる。それでなくても、所得倍増の前に生活費が、物価が倍増するのじゃないかといふことが言われ、今も参議院で運賃値上げに対するいろいろの論議がかわされてゐる。いろいろな事情のもとで、こういう直ちに物価値上げに響くような値上げを考えられる。これらの影響等に対して大臣はどうお考えになつておるか。これを簡単に何って、あとは経企長官が見えられたいから、そちらにお伺ひいたします。

○中村国務大臣 実は私も、この最終的な仕上げをいたします段階で、いろいろな角度から検討をいたしましたのであります。御承知の通り、過去に二回はガソリン税の引き上げをいたしております。その歴史を見ますと、近々のうちに税額というものは、消費価格、販売価格に吸収されます。販売価格の値上げは一時はいたします

が、価格の中に吸収されてきておる。実はガソリンの原価計算というものは、原油を輸入して精製をいたします段階でどういふふうな原価計算でありますか、われわれにはなかなかつかみにくいのであります。でも、日本がガソリン輸入及び精製販売の価格を考えますと、相当な幅があつて、税が上がりまして、やっぱり販売競争で、販売価格はその価格になつてしまふという過去の歴史がございまして、今度の場合でも、日本の場合、まだまださういふ状況にあるといふことも考えられます。一面また、かりに価格の中へ全価格が吸収されておる場合があるといひましたけれども、道路の利用状態がよくなることによりまして、物価にはね返るような影響を来さず、に済むという観点に立ちまして、最終的な決定をいたしたような次第でございまして。詳細の数字の積み上げ等につきましては、事務当局から必要の際に申し上げさせていただきます。

○加藤委員長 日野さんに申し上げます。経企長官はすぐ本会議があるものであります。……

○日野委員 参議院の本会議で忙しいのであります。きわめて簡単に要点だけ伺ひます。

実はこの法律は、改正の重大な点として、長期計画については経企庁長官と協議をするという点があります。で、一度経企庁長官においで願つて、この法律の審議に参加をしたという経過を残しておかれることが、法律を権威あらしめるために非常にいいと思つて、おいでを願つたのです。そこで、時間が十分くらいということですから、私も簡単に伺ひます。

五カ年計画を立てるのに、協議してきめられた数字であろうと思つたのですけれども、二兆一千億を計上しておられる。この予算をどうして消化していくかといふことについては、建設大臣から伺つておられるのです。きょう企画庁長官に一点伺いたいことは、あなた方が予算を編成された当時と国際事情がだいぶ変わつてきている。なかんづく、貿易の収支が非常に動いてきている。一月の末では一億ドルの赤字が出ています。こんなことは大したことがないといふ決定をしたようですが、アメリカのドル防衛が、かなりきつた姿を出して参つておられるし、日本の貿易の事情等もそう手放しで樂觀できないものがあるのじゃないか。去年の五億幾らの黒字といふものを分析してみますと、一億一千万ドルくらいが貿易受取勘定であつて、あとは短期の資金が四億幾らといふ事情である。そして、国際市場などを考えても、アメリカではすでに労働組合が繊維品の輸入禁止の運動を起しておられる。こういう事情もある。さらに、これが発展いたしまして、電気機器の輸入やそうしたものにまた現われて参りますと、そう簡単に、これは何でもない、二十億ドルもあるんだから心配することはないと片づけるわけにはいかないのじゃないか。

た経験を持つておるのでございます。この予算がこのまま、そういう処置なしに実行できるという国際貿易の見通し、経企長官のこれに対する自信、こういうものを一つずつ何つておきたい。

○追水国務大臣 ただいまお述べになりましたように、日本の現在における国際収支の状態というのは、赤が出ておられます。輸出の伸びというものが、輸入の増加というものに比例をしない。率直に申しますと、輸出の方は大体私どもの見通し通りいっておられるので、輸入が見込みより若干多い状況になつておられることは事実であります。従つて、これを軽々に看過するわけにはいかないので、輸入の増加をしておるといふことは、この前二度の経験のときは非常に趣を異にしたしまして、いわゆる思惑的な需要による輸入といふものは見られませんでした。この前とは非常に差があるところに私たちは着目しなければならぬのでありまして、今後の見通しとしては、詳しく申し上げる時間もないようでありまして、一応私どもとしては、困難はあるけれども、これは十分克服し得る困難であつて、結論からいって、心配はない、こう考へております。

アメリカの景気の後退による輸出といふものの減退といふことは、確かに今現われておるのでありますけれども、将来におけるアメリカの景気は、ケネディ大統領の新政策で、いろいろな点から見まして、好転するであろうと思われぬものもろの指標がすでに現われております。今年の下半期以降に現われては、アメリカの景気後退によつて一応頭を打つておられるところの輸出といふものは、再び回復していくものと確信をしておられるよう次第でございます。この際、ただいまお述べになりました前二回に経験したような事態といふものは、絶対に起こらないといふことを私たちは確信をしておる次第でございます。

○日野委員 もう一点だけ伺つておきます。輸出は予定通りだが、輸入は予定が狂つて多過ぎた、だから心配がない、こういうことのように聞えるのですが、それならば、あなたの今後の輸出の見通し——アメリカには今言つたような事情が起つておられる。御承知のように、東南アジアはドル不足が原因で、なかなか伸びてこない。中国貿易といふのは、まだ一つも具体的なものになつていない実情において、日本経済の今後の生産はほとんど伸びていくが、輸出の見通しについて簡単に一つ伺いたい。

○追水国務大臣 私どもは、輸出は昭和三十六年度におきましては、昭和三十五年度に比べて九・何％、一〇％弱の伸びを見ているのでありまして、輸入はそのときに約一二％の増加といふものを見ております。私がただいま、輸入が予想よりも多くなつて輸出が予定通りだからといふ話をしましたのは、一月、二月当分の状況を言つたのでありまして、将来ずっと輸出は予定通りいくだらうけれども、輸入は予想よりも多くなりそうだとおつたことは決して申し上げておらないわけでございます。そして、輸出の方は予想通りいくであろうし、その予想が狂つておるやうといふことをただいまお述べになりまして、アメリカの景気後退とか、あるいはいろいろ

いろいろそういう事情で、お前が九・何％伸びるのとおつた輸出はそんなに伸びないのじゃないかといふお話を承つておるわけでありまして、これはただいま申しましたように、アメリカの景気は必ず本年下半期から好転をする。その好転をすることによつて世界的な、いわゆる自由主義国全般に好影響を与えてくる、こう考へておりますから、輸出九・何％の増加といふものは必ず確保し得るものと私は考へておる、こう申し上げた。輸入の方は、ただいま申し上げたように、今少しよけいふえておりますけれども、これは金が物にかわるだけの話でありまして、思惑という問題が起つて、必要以上のものをここに買ひだめない限りは、先に輸入をよけいした場合にはあとで輸入をしなくても済む、こういう計算になるわけでありまして、輸入がむちゃくちゃにふえていくことはございせん。従つて、貿易の見通しといふものについては、私どもは立てておられますことが、若干努力を要する事態であることは、これは申すまでもありません。最初からそれは努力をするという前提で考へてきておるわけでありまして、手放しの樂觀はもちろんできません。手放しにそうなるんだ、自然にそうなるんだとは決して申し上げませんけれども、そこに予定の努力をすることによつて予定の目的を達し得る。従つて、国際収支の方からこの道路整備五カ年計画に何割か天引きをするといふようなことにはならないと確信をいたしております。

○加藤委員長 今、参議院の本論が鳴りまして、経企長官に対する質問が……

○日野委員 それでは、時間を見つけて、もう一度ここへお出まし願ふことをお約束して……

○加藤委員長 石川次夫君。

○石川委員 建設大臣に一つ伺ひます。道路整備緊急五カ年計画について、いろいろ申し上げたい意見はたくさんあるのをご存じいただけますか、かいつまんで要点だけ一つ伺ひたいと思つたのです。実を申しますと、建設省の中でいろいろ意見の対立といつては語弊があるかもしれませんが、意見の食い違いがかなりあるやうに聞いております。と申しますことは、何回も中島委員の方からも質問があつたわけでありまして、四大地区を中心としてベルト状に日本の経済基盤の強化をする。京浜、阪神、中京、北九州を中心として伸ばすといふ答が出た。それに対しては、格差をなくすといふ趣旨に沿わないじゃないかといふ疑問が、自民党、社会党を問わず、いろいろ出たわけでございますけれども、その基本としての道路計画、将来に対する対策はどうするかといふ考へ方において、道路の技術者間に若干の意見の食い違いがある。と申しますことは、御承知のように、東京あるいは先ほど申し上げました四大地区におきましては、交通がほとんど麻痺状態になるのではなからうかといふような危険が非常にあるわけでありまして、ところが一方では、地方開発をするためには、どうしてもまず道路から経済基盤を強化して開発をしていって、そして格差をなくしていこうといふ考へ方がある、端的に

違つてくる。ところで、道路の技術者といふのは、そういつては失礼かもしれないけれども、どうしても当面の道路の麻痺状態を何とかしなければならぬという責任があるわけでありませう。従つて、どうしても、地方の開発というよりは、当面の道路の麻痺状態、特に東京なんかの麻痺状態を何とかするに、われわれも見ておるわけでありませうから、これを何とかしなければならぬという気持ちになるのは当然だと思ひます。ところで一方では、そうじゃなくて、東京ばかりに、大都市ばかりに予算をとられては困る、地方の方にこそ重点を置いて道路の開発をやらなければならぬという考え方があつて、いろいろ意見の食い違いがあつて、結局都会の方に二、地方関係は八、八対二というふうに予算を分けようというふうな結論が出て、しかし、それでは都会の方には非常に予算が少な過ぎるということで、オリンピックの関係の道路関係に特別に別ワクとして予算をとる、除いた残りの予算の中で八対二というふうに予算を分けようじゃないかというふうな意見に大体落ちついたというふうな聞いておるわけでありませう。これについて、正確なことを私わかりませんけれども、建設大臣の御意見を一つ伺ひたいと思ひます。

ております。両様とも、これは目的を果たすように努力をしていくべき筋合ひである、かように思つておるのでございませう。

御承知の通り、建設省には道路局と計画局がございまして、計画局は全国の市街地を担当いたしております。さういふ関係で、市街地担当の方は、市街地の道路整備を早くやりたいという気持はやむを得ないところでございませうが、これらにつきましては、省内で十分調整をいたしまして、遺憾のないように進めておられますので、部内の意見の対立というふうなことはございません。かように考えております。

〇石川委員 実は、計画局と道路局の意見の食い違いがどうか知りませんけれども、都会周辺の道路の麻痺状態を直そうという考え方は、それから、地方の開発のためにまず道路をつけることによつて格差をなくしていくこと、地方を開発しようという意見の食い違いというものは、別に我田引水という形になつて、どうしても必然的に出ざるを得ないと思ふ。その食い違いがあることはよろしいと思ふのですけれども、この問題は、ここでどういふ意見の食い違いがあつたときに、緊急五カ年計画という膨大な予算をつぎ込んで、せつかくで上がつた草案に対する将来の見通しについて、この食い違いのままに放置しておいたのでは、将来の体系が成り立たない。そういう点で、これを調整するのはだれかということ、やはり建設大臣が、どうしてもこの両方の意見の食い違いを調整するただ一人の存在だというふうに私は考えておるわけなんです。

〇中村国務大臣 御指摘のように、後進地域の開発ということも非常に大事であります。あわせて交通事情から見まして、道路の麻痺状態をどういふふうに処理していくかということも現実の問題としておるさかにはできない問題で、これをにらみ合せて参りますことが非常に重要な点だと私も心得

ところ、その建設大臣は、この意見の食い違いがあることがいいとか悪いとかいふことを抜きにして、当然出てくる食い違いでありませうが、どういふふうな将来これを調整するための見通しというか、腹案を持つておるか。たとえば、私、先ほど申し上げましたように、八対二というふうな話も聞いておりますけれども、そういうことならそういふことで、今後意見の食い違いがないようにするといふ具体的な腹案があるかどうか。これがないと、いつまでたつても、この意見の食い違いのために、法案が出ただけで、将来の構想が確立できないといふことを心配するものです。これを調整する役割は、建設大臣の肩にかかつておる。ところが、建設大臣は、そういつては失礼でありますけれども、しよつちゅうかわるので、この前の大臣の約束したことは、この次の大臣でどうなるかわからないといふことになりませう。五カ年計画のできた当初において、将来の見通しを立てて、がっちりした具体的な腹案というものを立てないで、これを作つてもどうにもならぬので、五カ年計画を見通した具体的な腹案といふものがあるかどうかといふことを、一つ建設大臣に伺ひたい。

〇中村国務大臣 目下五カ年計画の目標及び内容につきまして、検討を加えておる段階でございませうが、私どももいたしましては、今お話のありましたように、既成市街地であるとか、あるいは後進地域であるとかいうように観念的に分けないうで、やはり日本全国の道路事情を大局からにらみまして、そして必要ならに必要措置を講じていく。かような考え方で、その内容

は十分調整して極力進めていきたい、こう思つております。同時に、これは私だけではなしに、省内の各部署におります者も、その観点に立ちまして作業を進めておる次第でございませうから、努めて御心配の点のないようにやつて参りたいと思ひます。

〇石川委員 今の御答弁だと、やはり具体的な腹案はつきりした見通しというものは、まだ立つておらないようございませうが、これはぜひ五カ年計画を確立される際には、将来の見通しを立てて、意見の食い違いでしよつちゅう動揺のないように、どうしてもこういふことをやつていただかなければならぬといふことを強く要望いたすわけでございます。

それと、あと一つ、これは前から問題になつておつて、今さら始まつたことではございませんけれども、歳入の関係で、三十六年度分についてだけ申し上げますと、千六百二十三億のうちで千三百九十八億といふものが揮発油税に依存しておるわけでありませう。ほとんど大半を揮発油税に依存するといい格好で、その中で、たとえば地方道路税の関係はキロリットル当たり三千五百円が四千万、これは一四％上がつております。軽油引取税は二〇％上がつりまして、一万四百円が一万二千五百円。それから、揮発油税は一万九千二百円が、二千九百円上がつて二万一千円。これは大へん膨大なガソリン税の負担という形でもつて現われてい

なつて出ておる。一方、支出の関係を見ますと、七十億円が日本道路公団、五億円が首都高速道路公団、七十五億円といふものが、ガソリン税にほとんど依存したその財源の中から捻出されておる。これは何回も言われておるわけでございますけれども、有料道路を通る場合には、有料道路としての料金を払う。一方ガソリン税を払いながら、それで道路を作つておいて、また料金を払うといふのは、これは二重取りではないかという批判が前からあるわけですが、これに対して建設大臣はどういふふうにお考えになつておりますか、御所見を伺ひたいと思ひます。

〇中村国務大臣 実は御指摘のように、ガソリン税の道路特別財源の中から有料道路に対する投資をするということになりますと、一方において徴収されました税の金によつて有料道路ができ、また通行料を支払うということに相なりますので、私どももいたしましては、極力一般財源をふやす必要があるという観点に立つて予算編成に臨んだわけでございます。思うようには参らなかつたわけでございますが、御承知の通り、三十五年度は一般財源二十五億でございませうが、三十六年度一般財源百億といふことに、ようやくなりました。二十五億でございませうと、二十五億の一般財源以上の金を有料道路の投資に使うことになりませうから、そういたしますと、何か二重払いのような感じが出てくるわけでございます。ことしは、ようやく百億円の一般財源の投入ということになりましたので、有料道路に道路財源から投資いたします分は、それより下回るといふ姿ができてきたわけでございます。私

千六百億円のうち千四百億円、一般財源がわずかに百億円、きわめて少なく一般財源に依存しておるといふ格好に

なつて出ておる。一方、支出の関係を

ども今後ともこの姿を堅持して参るよう
にいたしたい。少なくとも、二重払
いの感じの出ないようなことは、最小
限度やっていく必要がある、かように
考えておるわけでございます。

○石川委員 今の、百億円一般財源か
ら出したから、そのうちから七十五億
円を有料道路に出したという理屈には
ならないと思う。やはり、千六百億円
の中で千四百億円をガソリン税から出
して、その財源によって有料道路とい
うものは作られて、それに対してガソ
リン税を払うという二重払いをしてお
るという批判は、これは百億円を出し
たからといって免れるわけにはいか
ない、こう思ふわけでありませう。従
いまして、一般財源から百億円出したか
らということでも事足りるというわけに
はいかない。どうしても一般財源から
より多く支出するという形をとらない
と、今後の五カ年計画というものは、
財源からいって確立できないじゃない
か。と申しますことは、三十六年度千
四百億出ておられますけれども、これは
去年に比べて四割五分もふえている。
これは、もちろん税率を上げたことに
よってふえたという面が大いにありま
すが、このガソリン税だけを上げてい
きまして、なかなか五カ年計画の二
兆一千億を消化することは困難だとい
う計算が成り立ちます。そうすると、
どうしても一般財源からより多く出さ
なければならぬということにならざる
を得ないでございませうが、その前提
条件として、今の揮発油税を相当上
げ、地方道路税あるいは軽油引取税と
いうものを引き上げておられます。こ
れをさらに税率を引き上げれば、この五
カ年計画を消化できるというような計

算になるわけでありませう。この一般財
源を多く出すか、それとも揮発油税の
税率を引き上げるかというふうな、二
者択一の形になるざるを得ないと思
う。将来の五カ年計画二兆一千億とい
う財源のために、この揮発油税の税率
をさらに上げる、今度こういうことに
財源の依存をはかるというお考えがあ
るかどうかということを一応伺いた
い。

○中村国務大臣 実は今回編成をい
たしました二兆一千億の規模の中に
は、大体一般財源が八百五十億見込
まれておる次第で、私どももいたしま
しては、今後とも一般財源の道路特別
会計への投入の金額は、極力努力して
増額して参りたいと思ひます。

○石川委員 あと一回確認いたします
が、そうすると、五カ年計画の中で揮
発油税の税率の引き上げは絶対やらな
いという確約はできますか。

○中村国務大臣 この規模で進めて参
ります限りにおいては、引き上げの必
要はないと確信をいたしております。

○石川委員 そうしますと、百億円が
三十六年度の一般財源の支出になつて
おりますけれども、この一般財源百億
円というのは、どの程度まで引き上げ
なければならぬというふうにお考えに
なっておりますか。

○中村国務大臣 現在の見通しといた
しましては、大体五カ年間に八百數十
億の一般財源を入れなければならぬな
い。従つて、今年度の初年度としての
百億円というのは、さらにさらにふや
していくような考慮が必要である、か
ように考えております。

○石川委員 そういたしますと、こと
しは千四百億円というような、過大と

も思われるような揮発油税に依存する
財源の内訳になつておりますけれど
も、来年以降八百億円ということにな
りますという、あと残すところはわ
ずかに四年間でございませうから、相当
努力をしないという、一般財源の八
百億円を確保するということとはなか
なかなむずかしいのではないかと心配
があります。一方、揮発油税をこれ以
上上げるといふことにつきましては、
御承知のように、揮発油税を払うとい
うのは中小企業だとか農民が相当多
くの負担をかぶつておる。必ずしも道路を
利用する人だけではないということも
大臣はよく御承知だかろうと思ふ。この
一五%を上げるということ自体に対す
る反感といひますか、これに対して反
撃する世論というものが相当高まつて
おるということも、大臣はよく御承知だ
かろうと思ひます。従つて、もう一五%は
ことしの予算で可決をされてしまつた
ということになつておりますから、こ
れを変更することは現実の問題として
不可能ではありますけれども、しか
し、これ以上ふやすということになり
ますと、これは相当世論が憤激して、
承知をしないだかろうというのを、非
常にわれわれとしては痛感せざるを
得ないわけでございます。これは、大
蔵省の方とも相当これから折衝して
いかなければならぬし、大蔵委員会と
もこれからのいろいろとわれわれは連絡
をとつて参りたいと思つておりますけ
れども、揮発油税の税率をこれ以上引
き上げないというのを、かたくこ
約束してもらいたい。これは決して道
路だけの関係ではないということを含

めて、確約を願いたいということをお
願ひいたしたい。

○中村国務大臣 今回の道路整備五カ
年計画を策定いたしますにあつて、
ガソリン税の増徴ということに相なり
ましたについては、私ども実は、諸外
国のガソリンに対する税率及び小売価
格等をいろいろ検討いたしました。日
本としてもよその国よりも上回るので
はなく、まあこの程度ならば踏み
切つて、さらに道路の整備に努力をし
た方がよろしかろうという結論を得ま
して、最終段階に臨んだわけでござ
います。従いまして、さらに今後増徴す
るようなことになりますと、諸外国よ
りも税の割合がふえていく危険性もこ
ざいますから、私どももいたしまして
は、この規模で道路整備を進めていく
限りにおいては増徴を考へる必要もあ
りませんし、さうなことをいたさな
いつもりでございます。

○石川委員 ぜひ揮発油税の税率は引
き上げないということで、建設省の立
場としてはその立場を堅持してもら
たいということをお願いしたい。
それから、あと一つ申し上げたい点
は、御承知のように、一級国道、ある
いは二級国道を一級国道に格上げをし
て、漸次舗装をする、改良をするとい
うことを進めておる。重点的に施行せ
ざるを得ない、こう思ふわけでござ
いますけれども、重点的にまず一級國
道、それからできれば二級国道を一級
国道に繰り上げてやろうというような
方策を取り上げて参りますと、だんだ
んと地方道の方に道路整備五カ年計画
による予算というものを使つていく方
向にいかざるを得ないと思ふ。そこ
で、地方道になれば、地方の負担とい

うものが相当あるわけですが、この五カ
年計画ではそういう配慮というものが
が、これからなされるわけでございま
しうけれども、地方によつては、地
方道の負担というものを相当負担な
ければならぬということで、地方では
負担し切れないというふうなことで、
せつかつ計画をしても、地方財政が貧
困のためにこれに対応できないとい
う危険性が相当あるわけですが、そう
すると、それに対する五カ年計画とし
ては、何らかの考慮を払つておるか
どうかという点を一つ伺ひたい。

○中村国務大臣 ただいま御指摘の点
は、私ども十分慎重に進めて参りたい
と思ひます。実は御承知の通り、一級
国道と、二級国道にいたしまして、
国道は全国主要地点に一応網を張つて
おる姿になつておりますので、これの
整備に極力努力をいたしますが、なお
その他の部分につきましては、今後の
地方開発等の関係とにらみ合わせま
して、それが地方開発あるいは後進地
域を開発いたしまして、地域格差の是正
に役立つというふうな部分を検討いた
しまして、慎重に進めていきたい、こ
ういうふうに考えておるわけでござ
います。

○石川委員 大体私の質問はこれで終
わりたいと思ひますけれども、今申し
上げましたように、地方の開発という
問題と、それから都会における交通の
麻痺の問題、この意見の対立をはつき
りと調整をするということ、五カ年
計画にあつて、ぜひ建設大臣個人の
責任において一つやつていただきたい
ということ。

それから、揮発油税というものはこ
れ以上絶対に上げるべきではない。中

小企業者と、それから地方の農民が相当の負担をしておるのだ。これに対する反感といふは、反対の意見というものは非常に強いのだというふうな事情をよくお考えになつて、これ以上上げない。一方、一般財源から相当多くの予算といふものを繰り入れるというのを、一つはつきりここで確約をしてもらいたいということ。

それから、順次地方の方に道路の重点が移つていく場合の、地方の負担というものをよく考慮をされて、その負担に耐え得るような形で今後予算の体系というものをここで考えていつていただきたいといふことを、強くお願いしたいと思ひますが、さらにこの点について大臣から、はつきりそうやうないう決意を聞かしていただきたい。

○中村国務大臣 たいだいま三三三の御要望につきましても、私もその線に沿ひまして、十分これを実行に移していききたいと思ひます。

○加藤委員長 三三三三三。

○三三三委員 大臣にお伺ひいたします。新五カ年計画は目下作業中であると思ひますが、大体いつごろその計画を閣議決定されるかという見通しについてお聞かせ下さい。

○中村国務大臣 大体ただいま御審議をいたしておる緊急措置法の改正が国会の御承認をいただきまして、かたがた予算が確定をいたしますまでには何とか成案を得て、それができましたら閣議決定の運びにいたしたい、かように考えておる次第でございます。若干時期的には、予算が確定したらずき翌日というわけには参らないかも知れませんが、できるだけ早い機会に閣議決定の運びにいたしたい、かように考えておる次第でございます。

会に閣議決定の運びにいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○三三三委員 三三三三三と五カ年計画とか、一つの見通しをつけての計画がいろいろの場面にいれてなされておるのでありますが、この計画といふものが、なかなか当初の考え通りにいかないといふのが実情であります。これは、われわれの家庭生活におきまして、こうしてこうして、このようにして、なかなかに思ひ通りにいかなくて、非常に困る場合が多いのであります。この道路関係におけるところの何々計画といつたものが、過去相当にやはりなされておるのでありますが、現在の五カ年計画にいたしまして、三十三年にこの法律が通つて、実際に計画ができたのは三十四年の五月だったと思ひます。こういう関係から、実際計画は立てるけれども、終わりの方について動きがとれなくなつて、また計画を立て直さなければならぬといつたやうなことが繰り返されていくのではないかと心配があるのですが、道路局長どうですか、そういう心配は今の度はないですか。もちろん経済関係とか、いろいろな目まぐるしいような進展に伴ひまして、先ほど申し上げたやうな、なかなか追いつかないといつたやうな場合、またやり過ぎるといつたやうな場合もあるわけなんです、私の見通し、過去の動きから見ますと、何かまたそのうちに、三年もたつと、何カ年計画といつたやうなものが出てきて、終わりの方がはやけてしまひ、そこにすつきりしないといつたやうなものを繰り返すやうな気がするのですが、そういう点はどうか。

○高野政府委員 答へたいと思います。三十三年から五カ年計画は第三年目を終つておつて、大体順調にやつて参つたと思つておられます。予算は、三十三年から五カ年の見通しも立ちまゐり、事業費におきましては約五〇％入つたわけでございます。この五〇％は、三十三年から五カ年計画でガソリン税がおもな財源でございまして、ガソリン税の伸びに従つて年度割が進められたといふことは、これはやむを得ないこととございまして、大体三十三年から三十四年間に半分入つたといふこととございまして、目標通りであるかと思ひます。この五〇％の投資に對しまして、大体初めの目標をまゝにいつておつて、初めの目標より改良、舗装、兩事業とも多少伸びておるわけでございますから、全体的には大体よくいつたものではないかと思ひます。

ただ、あと二年残しまして改定しなければならぬとなりましたのは、これは一級国道につきましては、今の条件でそのまゝ進めて参りますと、大体目標通りの成果をあげることができなかつたと思ひますが、二級国道以下につきましては、近年ふえて参りました交通需要に對しましてとても処理できないという現状になりましたために、この五カ年計画を改定していただきたいというお願いをいたしたことが一つ。

それからまた、高速自動車国道が新しく出て参りました。これは国土開発縦貫自動車道といわれる中央道の予定路線がまゝ進められ、東海道幹線自動車国道も建設法ができましたし、阪神地方にも高速道路の必要が出て参りましたといふやうな点で、新たに道路の近代化をする必要が出て参つたものでございまして、これに對しても従来の計画を變えなければならぬといふことになったわけでございます。

○三三三委員 積極的にどんどんと事業が進められていく上におけるところの五カ年計画である、このように私も了解しておるわけでございますが、私たちが法律を作れば、あとは当局がこれを誠実に促進させていくわけでありますが、實際具体的に、どのようにして進捗をしておるのかといふ、この實際を私たちはなかなか把握することができないのです。そこで、うまくいつておるのだらうと思ひながら、ちよつと手を抜いておるところがあるのじゃないかといつたやうな疑問もあるわけでございます。

そこで、閣議決定の内容といふものは、どういふ範囲のものをなされるのですか。また、その閣議決定のなされたものを、この委員会において公表なすつて、意見を述べべる機会をお与へ願ひするものかどうか。これを大臣に聞きたい。

○中村国務大臣 大体この法律の命ずるところによりまして、前の五カ年計画でもそうでございまして、閣議決定をいたしますのは、事業の目標と、キロで出しました整備の数量とを基本的に閣議決定にいたしまして、そのときの担当がやむやみにそのワケをいじれないやうに、一つの方向を明らかにいたすわけでございます。これは法律

でそのように命令いたしておりますので、その手続を進めて参りまして、もちろん閣議決定をいたしましたら、これは公のことでございまして、天下にその内容を明らかにいたすやうな運びに相なるわけでございます。

○三三三委員 東京都の高速道路の建設の問題であります、これは新聞によつていろいろ見ますといふと、なかなか思ひ通りに事業が進捗してないという印象を強く受けるのであります。そこで、これは大臣も御心配なすつておると思ひますが、この五カ年計画と深く関係を持つておる事業の進捗に懸念される点がある。その懸念はどこにあるのか。何か根本的に把握しておられますか。これの対策をどのようにお考えになつておられますか。これは実は計画局長にお尋ねしたいのでありますが、おいでになつておられますので、大臣も御心配になつておると思ひますから、大臣から……。

○中村国務大臣 御承知の通り、一般道路もそうでございまして、特に計画局長の担当しております市街地の道路街区につきましては、特に用地の取得といふことが非常に難路でございまして、近來のやうに機械化された工事になつて参りますと、工事をするにと自らは少しもむずかしいことではないのであります、問題は用地の取得にあると心得ております。かような次第で、用地取得につきましても、いろいろ皆さんの御心配をわすれらしておる次第でございますが、政府といたしまして、かねて設置法の改正をしていただきまして設けました公共用地取得制度調査会に大ぜいの学識経験者の方々に

近現代化する必要が出て参つたものでございまして、これに對しても従来の計画を變えなければならぬといふことになったわけでございます。こういう点で、従来の計画ができなかつたから變えるのではなくて、新しい要求が出て参りましたので新しい五カ年計画を立てたいといふこととございまして。

お集まりいただきまして、最近まで慎重に調査研究を願った次第でございます。幸い答申が出て参りましたので、私も、この答申を基礎に、何とか用地の取得がもつとめられかいくように措置いたしたいと考えておるわけであります。

ただ、これは用地の取得が急を要するということ、もう一面においては、個人の権利の保護という問題がございますから、今度の答申におきましても、個人の権利保護という点については、かなり配慮されていることをわれわれとしては忘れずに、個人の権利保護が十分に行なわれつつ、しかも、用地取得が早く参りますように、至急提案の運びにいたしたいと思ひまして、目下立法措置について関係方面と連絡をいたしまして、努力いたしておるよう次第でございます。できるだけ早く御審議をいただく段階にいたしたい、かように考えております。

○三綱委員 用地の取得の問題が一番の隘路になっておるといふことになるのでありますが、どうも当事者の事業の進め方、その区域の方々の間におけるところの話し合いという点につきまして、非常に事業を焦り過ぎるという点、十分な納得をさせ得ないで、ただ法律的な建前を唯一の根拠としたような形において、強引にこれを推し進めていく、そういうやり方があちこちにあるように思ふのです。それが一つの隘路となつて、なかなか思ふ通りに運ばない。たとえば、道路を作る場合に、河川の上を作る場合、それから高架で道路の上、あるいは民家の上に作る場合、あるいは河川を干拓

して作る場合、陸道の場合、いろいろあるわけですが。

具体的に一つの例をあげますと、東京都が出している資料によりまして、工事費の費用に対して公に発表したもの、その後のいろいろな地元の話し合いからこれを納得させるための資料と、大きな食い違いがでたりいたしまして、ここに具体的な資料を持つていけるのでありますが、これは一々あげて言う必要はないと思ひます。こういう点はこうなんだ、陸道はこれだけかかるんだ、高架にした場合はこうな根拠を示して、腹を割って話し合う。そういう態度がなければ、これは絶対に私は進捗しないと思ふのです。そういう点に、東京都の当局に欠けている点があるように思ふ。実際にいろいろな問題を次から次に控えて、当事者は非常に困つておられるだろうという点ともよくわかるのでありますが、それであればあるほど、回りくどいかもしれぬけれども、地元民とほんとうにひざをつき合つて、こうだという点を話し合つて、納得させるという方向にいかなければならぬと思ふのです。そうでないと、絶対にこれは思ふように進捗しません。こういう点につきまして、大臣は東京都の高速道路に関するいろいろな問題に対してどういう指導をなさっているか、また、今後どのようにに助言されようとしているか、このお気持ちを一つお聞きしたい。

○中村国務大臣 実は従来の土地収用法は、収用の手続を規定したものでございまして、まことに土地収用法としては、たんねんによくできていますと私も思ふのであります。ただ、収用

の目的を果たさず、その目的を果たすための手続順序を書いているだけであつた、それに対する他の配慮といふ点、肉づけといふ点、あるいは、私どもも足りないように思ふのであります。今度の調査会の答申の中にも、いろいろ親切な勧告や答申をいただきました。その中には今御指摘のありましたように、事業を実施する企業者になるものは、その前にまずPRをしつかりやれ、この道路はこういう事情で必要である、あるいは、設計上この地点を通らなければならぬ筋はこういう事情から出てきておるということについてまずPRをよくやれ、といううな点が一、二あります。それからもう一つは、できるだけかえ地制度を制度化して、かえ地をあげる、あるいは住居のない人には住居をお世話する、あるいは建てて供給する、そういう代物弁償といふことが、現金補償にかゝるべし、他の道も講じるといふうな点や、いろいろ御親切な答申をいただいたおるわけでございます。これは必要なんだからいって、こういふだけでは足りないものであります。多目的ダム法で、そういうダムの建設や何かについては、ダムの建設をやる企業者が、その水没地になります人たちの移転先の世話をすると、農地を作るとか、あるいは家を建てるとか、その移転、それから就業の世話をできるやうになつております。一般の土地収用法には、そういうことがございせんので、そういうところがございせんので、しかも急速に土地収用、用地取得が進むように、早く進むことが要点であると同時に、そういう傍系的なこ

ともやられる立法措置が必要ではないかといううな点も、勧告の重要な部分をなしておるわけでありまして、これらの点につきましては、われわれとしましては十分研究をいたし、これには大蔵省との折衝も必要でございます。今までは、道路を作ることにありますと、道路の用地買収だけしか予算には組めないわけでありまして、企業者がかえ地を買つて用意をして、さあ、こちらにかえ地をいたします、といった措置が従来とれなかつたわけでございます。そこで、そういううなことに、つきましては、措置をいたします。これは、財政当局の理解を得て、予算の作り方からそういううにするとか、あるいは用地取得について特別会計を作ります。用地の買収をするのかえ地を先に特別会計で買つておきまして、それを特別会計で買つておきまして、現物を渡した場合、その金が今度は特別会計の方へ道路費の中から戻つていくといううにするとか、何かそこに工夫の余地があると思ふ。目下そういう点につきましては、大蔵省とも折衝し、具体的にどういふ運び方があるか、実はこまかく検討をいたしているうな次第でございます。やがて、この成案を得ましたら、ぜひ御批判をいただきます。われわれといたしましては、何とかこの用地取得をもつとめられ、しかも迅速にいつう点に欠けるところのないうな角度で進めていきたい、という心がまえでいるうな次第でございます。

○三綱委員 道路局長にお尋ねします。膨大な費用をかけて整備を新五カ年計画のもとに進めるのですが、最も

身近な私たちの日常生活に関連して重要な問題であると考えますので、お尋ねするので。道路を作る人は、道路さえ作ればよいといううな気持ちで、それに全精力を集中していくわけでありまして、道路自体の性格から考えまして、ただその上を自動車が行く、人が通れるといったことだけでは、ほんとの道路政策ではないと思ふのです。回りくどいことをやりまして、せつか月ほどたつたあと、大きなハンマでこれを打ち砕いて、何かほかの工事をやるといったうな姿で、これは東京都内において、私たちは自動車で国会へ通る途中におきまして、至るところで見

る姿であります。私はあれを見まして、何か痛ましいような感じが持つのです。とにかく、四十何センチかなんば知らぬけれども、大きな厚みのある堅固なものを作つて、やれやれ、どうやらこうやらと思つておるそのあとを、あんまり健康そうでもないやせ細った人が、ハンマでまた一生懸命にそれをこわしているのです。ああいうことは、文明国の姿ではないと思ふ。ことに、苦しい財政の中で、ああいうことが平気でなされておる。私はここで何度も言うのですけれども、なお善処しまして各省連絡して計画を立ててやります、という答弁をいつも聞いておるのですが、実際は少しも改善されおらない。どのようにしてこの問題を解決していくかとされるか。高野さんにお伺いしたい。

○加藤委員長 建設大臣は、参議院で住宅公団の方の採決がありますので、しばらく席をはずされます。

○高野政府委員 御指摘の通り、道路の掘り起こしが各所にありまして、交通のおじやまを起しているというところは、まことに遺憾に思っておる次第でございます。貴重な税金を使つて仕事をした舗装でございます。また、私どもとしては、命をかけてりつぱに作らうとした舗装でございますので、これを掘り起こすという事は、まことにわが身を切られるような思いでやつておるわけでありまして。この掘り起こしを、どういふふうにして防止するかという事は、過去において、いろいろなことで討議をされたわけでありまして。掘り起こし防止の協議会も各所に持ちまして、やつておるのでございまして、なかなかうまくいかない点があるわけでございます。しかし、掘り起こし防止の協議をやりまして、改善の様子が見えないというお話でございますが、多少は改善しておるのでございまして。しかし、それで足りないということも事実でございます。

それでは、私も、共同溝を作りまして、掘り起こしを防止する工夫をしようということ、数年来努力をして参つたのでございまして、三十六年度からわずかでございまして、共同溝を予算措置としてやれるようになりまして、これを進めていきたいと思つております。しかし、共同溝に至るところにできるわけでございます。その、やはり各事業者と十分協議して、掘り起こしをしないような計画的な工事をするということは、今後も必要であらうかと思ひます。

○三鍋委員 これはしろうとの考えで、笑われるかもしれぬけれども、また参考になればと思うのです。

主として街路になるのですけれども、この街路は将来どういふ地下工事をやらなければならぬというふうな、大体的なめどとか、計画というものは、私はあるのじゃないかと思うのです。それは、実際に突発的に、何か変更しなければならぬという場合も私どもはちゃんと了解しておりますが、そういう計画のもとに行なわれるとすれば、またやり方があるのじゃないか。たとえば、何年か後に何かやり直さなければならぬという場合は、あまり本気の舗装工事をやらないで、掘り起こししやすいようにして、しかも、日常の交通にさしたる不便がないような程度でやつておいて、そして、どうしてもそれをやらなければならぬときに、あんな見苦しい掘り返しをやらなくて、簡単にやつておつたのだから簡単に掘り返してできる。そういうやり方もあるのじゃないかと思うのですが、これはどうですか。

○高野政府委員 この国会の横の地下鉄の工事のところでございまして、地下鉄の工事が済みまして、間もなく舗装いたしました。そして、実はまたそれを掘り起こして、コンクリート舗装に直したのでございまして、これが今、三鍋先生のおっしゃつた一つの例であらうかと思ひますが、地下鉄ができたあと、すぐ仮舗装して、またそれをこわすというところは非常に不経済な方法でありますので、私も、地下鉄のあとなどは、すぐ本工事をしたいというふうに思つております。

それから、地下鉄以外で、地下埋設物との関係で掘り起こす必要が生ずる

ということとは、ことに残念なわけでございます。これは、毎年年度の初め、あるいは年度前に各地区の協議会あたりで相談しながらやつておるわけでございます。まして、東京都などは舗装したあと五年間は掘り起こさないという約束で、出願者と相談しながら整備をやつておるわけでございますが、これがなかなかうまくいかないわけでありまして。

私、実は道路のそういう維持の面で、しばらくアメリカに勉強に参つたのでございまして。そのときに、アメリカでは一体どうしているのだという話を聞いてみますと、全然そういうことがないというのでございまして。もう固定した、できた都市なものでございまして、あとで埋設物を入れたというふうなことはしないようでございます。東京などでは、どんどんビルなどが今大きくできておるものですが、せつかくそういう点で、国会のこの坂を埋めても、また掘り起こすという現象があつたわけでありまして。これはやはり、共同溝あたりで解決していただく方法がないのじゃないかと思つております。協議会で十分協議を進めて、掘り起こしのないような方法をとりますが、しかし、それができないところは共同溝で処理する、というような方法でいくよりはかからないと思ひます。

○三鍋委員 もう一つ、道路と街灯の問題です。私は完全なる街灯が整備されたところにはほんとうの道路ができるのじゃないかと思ひます。これに對しまして社会党からも法案を出して、審議していただくつもりであります

が、これの観念に對して局長はどのようにお考えですか。道路というものは、ちゃんと街灯も整備したものができて初めて道路であるというふうな感じを持っておられますが、これは一つの思想として、局長はどのように考えられるか。あなたのお考えを一つお聞きしたい。

○高野政府委員 道路に照明をするという事は、自動車交通を高速に、しかも安全な交通をさせるためには、必要な付随物であらうかと思ひます。しかしながら、道路の照明は街灯そのものではないのでございまして。道路の方を照明する照明が必要であらうかと思ひます。しかし、諸外国を見まして、道路の照明が完全であつてヘッドライトが要らないというふうな道は、なかなか實際問題としてはまだできておりません。しかし、非常に重要な道路等はやはり道路照明をしていくということが、道路交通の上からのみならず、やはり沿道の方の生活とか、また美観というふうな点からいっても、重要なことであらうかと思ひます。しかしながら、私どもの現在の状況といつたしまして、まだ道路がこれだけ悪い時代でございますので、道路照明に非常に金をかけていくという事は困難な状況ではないか、こう思つております。

○日野委員 今、大臣が、ガソリン税の値上げがどこにはね返るかという影響を聞いて、きわめて樂觀的なことを言つておられた。これはちよつと従来と事情が違ふから、この点をもう少し確かめておきたいと思ひますが、大臣が来る間……。

この間、僕の、今度の五カ年計画で二兆一千億の予算をどうして消化する

のか。前五カ年計画は一千二百億を三年やつて五〇％しかやつてない。その陣容で、その状況のもとで、二兆一千億をどう消化するかという質問に對して、いろいろの改革点をあげておられた。大體僕の記憶しているのは、技術の確保と、それから人員の整備、機械の増強、こういうことで能率を増加していく。用地の取得については答申を待つて手を打つ、こういう問題を言つておられるのでございまして。これは事務当局から詳しく聞きたい、こう言つておつたのですが、用地の点は、この答申を読んでみて、僕らもだいたい不足がありますし、これはあとでじっくり審議してみたいと思ひます。

これは、道路局長でわかるかどうかわかりませんが、まず建設省の臨時職です。これは官房長が来れば一番いいのでしようが、どういふふうな臨時職を定数化していくか。なおそれに入らない残る部分が相当あるし、増員計画も立てているが、これは地方の建設局との交流であつて、純増というものはきわめて少ない。ああいう計画をもつて、今度の五カ年計画の遂行ができるかどうか。ほんとうならば、これくらいのものはちゃんと表にして、審議の場合提出してもらわなければいかぬと思ひますが、あなたの答弁でできる範囲で、一つその計画を具体的にお知らせ願ひたい。

○高野政府委員 この五カ年計画の消化につきましては、人員の整備についての御質問でございます。これに對してお答え申し上げます。

五カ年計画を消化いたしますにつきまして、確かに私どもの人員の確保と

いうことは非常に重要なことでござい
ます。三十六年度は二百三十名つけま
したが、また事務の増大に伴いまし
て、多少の増員は認められると思いま
す。また、現在私どもの地建で持つて
おります定員外の職員も定員に入っ
て、本職員として働けるような措置も
とられておりますし、今後もこれを進
めていかれることであらうかと思いま
す。しかし、私どももいたしまして
は、この五カ年計画を、建設省の役人
の範囲だけで遂行するという考えは無
理であらうかと思ひます。やはり今ま
でのやり方を変えて、コンサルタ
ントを相当活用していくということが
第一の要件にならうかと思ひます。コ
ンサルタントは、現在では三十数社あ
るわけでございまして、それ以外に各
県にも相当あるわけでございまして、
この辺を活用して参りますと、調査、設
計などは十分できるだけの確信が持た
れるわけであります。

また、事業の消化につきましては、
従来直営でやって参りましたものを請
負に切りかえておりますので、直営は
あまりふやせずに、請負でやって参る
わけでございまして、請負の能力は、
現在の業界の情勢から見まして、今度
の二兆一千億を消化するのには十分で
ある——各業界を集めましてそれぞれ
資料をとっているわけでございませ
うが、大体いいのではないかと感じ
がしております。

○日野委員 まあ、コンサルタントの
活用もけっこう。きのうは、一応の小
さな業者まで広げる法案を通してい
る。こういうことはわかるのですが、
これも従来のは、われわれはいろいろ
の事情を聞いていたのですが、単価の

問題もあり、やはりそういうものを十
分に活用するための体制は、本省の人
事と重大な関係を持つてくるのじゃな
いかと思ひます。この点は、ちよつと
きょうは間に合わないけれども、臨時
職員を定数化するのどのくらいで、
それから純増がどのくらいになるの
か、純増に増加する新規雇、こういう
あれを明確に、何か表にでもして提示
してもらいたい。

それから、これはできるかどうかわ
かりませんが、従来の三年か五年くら
いの十何社かの請負をやさせた単価、
そうした表でもあとで提出してもらい
たい。はたしてこれがやれるかどう
か、われわれはこれらの点をもつと校
計してみないと、おそらく二兆一千億
の予算の消化は、そう手放しで樂觀で
きるものじゃなからう。

あとで大臣から聞きまされけれども、
僕はガソリン税の値上げでも、高野局
長がこの間、中島君の質問に對して、
今後年度ごとに車のふえていく台数
を、目標年度のあれまで発表されてお
るようですが、今日の自動車業界の実
情から見ると過小評価じゃないか。
もつと台数などがふえていつて、もう
あのガソリン税は値上げしなくても相
当増収が見られると考えられるので
す。今の道路では、目標年度の車を取
容するだけの能力があるかどうかとい
うことに非常に疑問を持つて参るの
で、それらの点も一つ検討の必要があ
る。

機械の増強でもって能率を上げてい
くというよりなことも、大臣言つてお
られるが、機械の予算は減らされてお
る。これは去年よけい買つたからだ
と、言ふけれども、これらの点について

も、機械をどのくらい輸入し、あるい
は内地産は幾ら、こういう問題も、み
んな急いでおるから、概略説明をして
もらいたい。

○高野政府委員 お答えいたします。
第一の、定員化の問題につきまして
は、所管が官房でございまして、官
房と十分相談いたしまして、また、で
きれば資料を提出したいと思ひます。
第二の、工事の請負単価の問題で
ございまして、単価ということになりま
す。どういふことでございませう
か、ちよつとお伺いしたいと思ひま
す。

○日野委員 これは、できれば何年度
どのくらいの予算で、どここのあれ
を何組がやったという、これを出して
もらいたい。出ますか……

○佐藤(虎)委員 道路整備が緊急を要
する問題であることは議論の余地がな
いのですが、これは今日大衆が一番
困つておることを早く直してやりたい
というのが、この道路整備五カ年計画
だろうと思ふ。

そこで、一番緊急なことをお聞きし
ておきたいのですが、毎日の新聞紙上
に載つております鉄道の踏み切りにお
ける交通事故に對して、一体建設省当
局は、運輸省とどういふ交渉をし、ど
ういふ経過になつておるか。この隘路
を除去するにはどうしたいのか。ど
ういふ段階になつておるか。私の聞き
及んでおるところによりまして、大体
の話まではつきませんが、運輸省が何
か建設省に責任を負わせるようなこと
に進んでおるか、ちよつと教えていた
だきたい。

○高野政府委員 踏み切りの問題につ
きましては、最近事故が頻発いたし
まして、緊急にこれを解決する必要が
あらうと思ひます。この鉄道との踏み
切りにつきましては、従来も踏み切り
除却という項目で一応のワケを立てま
して、自動車交通量の多い、また鉄道
の運転回数が多い、危ない踏み切りを
立休交差によりまして除くという仕事
をして参つたのでありまして、過去に
おきまして、国鉄と協議会を持ちま
して、相談しながらこの除却を進めて
参つたのであります。しかしながら、
最近の事故の事情によりまして、さら
にこれを拡大する必要があると存じま
すので、目下各道路管理者に資料の提
出を求めまして、現在新しい五カ年計
画を考へております踏み切り除却工事
を、さらに増大して参りたいと思つて
いるところでございまして、従いまし
て、新しい五カ年計画の中には、相当
の踏み切り除却工事を入れることにな
らうかと思ひます。また、踏み切りは
除却できないが、踏み切りを、道路と
して踏み切りの箇所を改良するとい
うことを考へておるのでございまして、
目下運輸省と協議中でございまして、
○日野委員 今の、これはいろいろ問題
があるというのですが、僕がなぜこ
ういふことを質問するかというと、第一
次五カ年計画は三年やつて五〇%や
つた。この間、どの組がどのくらいや
つて、結果が五〇%になつたか、こ
ういふ事情を調べたいのです。これは、今
こで出せといつても無理でしょう
が、あとで調べて出せるなら一つお出
し願ひしたいと思います。いかがで
すか。

○高野政府委員 日本道路建設業協会
というのがございまして、これに加盟
している会社等が道路工事を相当よ
けいやつた会社ではないかと思ひます。
そこに所属しております会社あたり、
あるいはまた土木工業会加盟の会社等
につきまして、三十三年、五カ年計画
が始まりましてからの道路工事の事業
費はどれだけあつたかという調査はで
きようかと思ひます。

○日野委員 あまり無理は言いません
が、出せるならお出し願ひたい。あと
で相談いたします。
それと一つ、今までの着工
しているもの、予定しているもの、こ
れらを見るもの、非常に地域的な不均
衡がある。ずつと一瞥しただけでも、東
京周辺、四大工業地帯、こういうところ
は非常に道路が多いけれども、東北
とかあるいは開発予定地域、こういう
ところの路線といふものはほとんど着
工されてない。たまに銀光道路など
は見えるけれども、これは所得倍増計
画と直接のあれじゃなく、所得倍増計
画のための道路計画であるならば、そ
ういふ配慮が十分されるべきである
し、あるいはまた地元負担をおそれて
道路建設への要求がないのかどうか。
こういう点を、どういふことであら
う表になつておるか、概略御説明願
つておきたい。

○高野政府委員 お答えいたします。
三十四年度、三十五年度の資料がござ
いますので申し上げます。三十四年度
につきましては、東京、中京、阪神、北
九州地域に道路費として三五・七%、
その他に六四・三%あります。三十五
年度はこの地域に三一・六%、その他
に六八・四%というふうになつてい

わけでございます。その他の地域につきましては、従来の道路の状況が非常におくれているというところがございます。三十四年度、三十五年度につきましても、それはほかの地域よりおくれいているわけじゃないのです。少なかつたわけではないのでございますが、なかなかおくれを取り戻せなかつたという現状でございます。これは、今申し上げました四地域あたりは非常に交通が固まっております。先ほど大臣が申しました交通量の需要に即応する仕事に追われていたために、三十三年度がここに入っていたわけでございます。

しかしながら、今度五カ年計画を改定していただきまして事業量を増すことになりまして、道路の悪いところ、後進地域に相当事業費を回せるのではないかと、こう思っております。たとえば一級国道を完成する、二級国道を十カ年計画で完成するということになりまして、半分の金で東北、日本、南九州、四国というふうなところに入ってくるわけでございます。そういふ点から申し上げますと、相当事業費の配分は変わってくるわけでございます。

○日野委員 今の答弁で、事務当局には、所得倍増と同時に、所得均衡の課題を背負っている五カ年計画なのである、この立案にあたっては十分配慮をして、均衡のとれるものにしてもらいたいという注文をつけておきます。

あとは、先刻の私の質問に対する大臣の答弁が非常に客観的に見ている。たとえば、ガソリン税を値上げすることによって物価にはね返りがどくなる

のか、この影響の点についての質問に対して、従来何回も値上げをしてきたが、そのときは何らのはね返り、影響はなかつたと言っておられる。この点は非常に客観的であつて、今度の場合は事情がかなり違つておる。たとえば、所得倍増のかけ声のもとに物価がどんどん上がつていゝ実情は、大臣もよく御承知だと思つて、この点も少し重大に考へてみなければならぬ。石川君から御指摘があつたように、反対運動が起つてないじゃないかといつたので、黙々たる一つのガソリン税値上げに対する反対の動きのあることも御承知と思つて。単にこれは料金が上がるかと、そういうことばかりじゃなしに、自動車以外のいろいろのガソリン使用者等にも大きい影響を持つてくるので、これらの点の影響は十分考へてもらわなければならぬ。あとは上げないというお約束をしたけれども、このお約束は、はたしてどこまでであるか。あなたはいつまで建設大臣をしておられるかわからないので……

ただ、私はこういふ考へを持っておつたのです。あのガソリン税を値上げする以外に何か方法はなかつたか、一般会計から持つてくるのか。とにかく、高野道路局長がこの間答弁した自動車の予想台数というものは、僕は非常に過小評価をしておると思ふ。最近の昭和二十六年から十年間の自動車工業に設備投資として投下された金額は一千二百七十六億。しかも、そのうち七二%というものはこの三年間に投資された。この生産が軌道に乗つてくる場合の車の台数というものは、膨大なものになつて、高野局長の言うような

ものではないと思ふ。輸出も見込んでおるけれども、先刻経企庁長官と話をしたように、日本の自動車の輸出の見込みというものは、そう過大評価できない。今は条件があるけれども、五百七十九ドルという国民所得を押えた場合、この場合の自動車の保有台数というものは、日本の場合は三・六台。しかし、この計画の目標年次の四十五年度には、この所得があれば四十台を見込んでおる。しかも、今の設備投資がフルに動いた場合の生産から考えますと、驚くべき数字の車が出て参りますから、これは自然増でもつて、現に今組んでいるガソリン税値上げぐらいのものは十分に出て参るのじゃないか。こういう点をも、もっと正確に秤量して参りますならば、ガソリン税の値上げをしなくても、私は道はあつたと思ふ。

○中村国務大臣 いろいろ見方はあると思うのでありますが、私どもの立場といたしましては、自動車の台数の増加の増勢等につきましても、経済企画庁がいろいろな角度から資料を集めまして、一つの増勢傾向というものをとりまして数字を出しておりますので、専門にそういうような統計を作り、あるいは資料を集めております企画庁の資料を基本にして考へる以外には、実は方法がありませんので、さうな基礎の上に立つておるようなわけでございます。見方としましては、人により、あるいは資料により、違ふ点があるかもしれませんが、われわれとしてはこれを信用して行く以外にはないと思ふ。しかし、経済企画庁の数字も、あるいは狂つ場合も、過去にございまして、あり得ると思ひますけれども、われわれのいき方としては、それ以外に方法はないと思ふのであります。

それから、ガソリン税のはね返りでございまして。これは過去の歴史がさういふふうになりまして、幸いなことに、ガソリン消費価格に吸収をされてきておるのであります。今回の場合も、われわれいろいろな角度から検討したのでありますけれども、最近の国際のガソリン販売競争というものはさらに激しいので、販売競争が激しければ激しいほど、消費価格を上げることは販売の競争をする人々としては困るので、結局、今度の方が従来よりも、もっと、税率が上がりました金額が、消費価格の中で吸収されるのは早いんじゃないか。こういう見方等もございまして、これらも私どもは信用をしていいの悪いのか、いろいろな

角度から検討をいたしました。過去の歴史に徴して、全部うまくさういふかどうかわかりませんが、大体その意見を相当部分尊重しても、耳を傾けてもいいのじゃないだろうかというふうなことで、実はこの結論を得ましたような次第でございます。

○日野委員 これで打ち切りますが、とにかく企画庁の資料——企画庁と協議をするというのはこの法律改正の重要な一点であるが、一切を企画庁にまかせて、何事もあなたまかせでやつていたんでは、これは建設省の自主性がなくなる。こういう点に一つの明確な方針を作つて、そういう裏づけがあれば、日本再建の重大な予算として認められるのに、それを企画庁まかせで、御無理ごもつともやつていゝところ、御無理ごもつともいわれる一つのものが出てくる。そういう汚名を返上して、日本再建のために建設省が中心になつてやる気概を持つて進めていただきたい。このことを希望して、質問を打ち切つておきます。

○加藤委員 瀬戸山三男君。瀬戸山委員 時間がありませんから、ただ一点だけ私の希望、意見を申し上げまして、大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

と申しますのは、この法律が成立いたしますと五カ年計画が新たに立てられる。今までの構想の中にもあるわけでありまして、従来の既存の道路の整備その他産業開発の問題なども、この道路整備に相当関係があると思ひます。そこで、先ほど来お話しも申した、今地域格差の縮小と申しますか、これが非常に重要な問題になつておる。これには道路が一つの大きな条

件ではないかと思ふ。輸出も見込んでおるけれども、先刻経企庁長官と話をしたように、日本の自動車の輸出の見込みというものは、そう過大評価できない。今は条件があるけれども、五百七十九ドルという国民所得を押えた場合、この場合の自動車の保有台数というものは、日本の場合は三・六台。しかし、この計画の目標年次の四十五年度には、この所得があれば四十台を見込んでおる。しかも、今の設備投資がフルに動いた場合の生産から考えますと、驚くべき数字の車が出て参りますから、これは自然増でもつて、現に今組んでいるガソリン税値上げぐらいのものは十分に出て参るのじゃないか。こういう点をも、もっと正確に秤量して参りますならば、ガソリン税の値上げをしなくても、私は道はあつたと思ふ。

件になると思います。それから、資源の開発、あるいは未開発地域の開発、こういう問題も、道路政策に大きな関係があると思います。

そこで、実はこれは私の個人的な意見であります。農林省の農地局、畜産局、林野庁、通産省の鉱山局、こういう資源に開発のある役所のそれぞれが、この資源に集まり願って、道路政策と、こういう資源関係の各省庁との関係と申しますか、考え方というものを一応聞いてみたいかどうか。これは何の問題でもありませんが、役所の横の連絡というものがほとんどございせん。建設省は道路の整備に開発があるものであります。そういう資源あるのは未開発地域の開発、そういうものも、もちろん頭に入れてやっておられるわけでありませうけれども、あるいは畜産関係の場合に集約酪農地帯の問題がどういふふうになつておるか。あるいは農地局との関係で、開墾、開拓地と道路の開発はどうなつておるか。あるいは通産省の鉱山、地下資源の開発の開発と道路の問題はどういふつながりがあるか。失礼でありますけれども、道路の担当である建設省も、そこまでは深く立ち入っておられないようです。また、反面において、せっかく集約酪農地帯を作つて牛乳を生産するが、それを消費地に輸送することについて、道路と非常に関係があるので建設省と協議する。あるいは鉱山局の開発で、地下資源の分布状態というものは相当調査をしておるが、道路交通の問題でそれがどう開発されるか。これはやはり非常に重要な関係があります。ところが、その問題を、道路の担当である建設省と積極的な相談をして、そ

うして資源の開発と道路の問題を研究する、こういうことが行なわれておらないようであります。でありますから、ここでぜひ大臣の所見を伺つておきたいと思つて、役所同士の関係はいつもそういうことであります。道路は道路局がやるのだ、開拓は農地局がやるのだ、こういうのですが、これは申し上げるまでもなく、全部つながっているのです。特に、未開発地域の住民の利害に大きな関係がある。しかも、資源の少ない日本の資源の開発には、きつめて重大な問題です。こういう点を、どうか一つ御指導願つて、そういう資源開発と道路の開発をよくかみ合せて、いわゆる産業開発道路を、今度の五カ年計画に相当ウエートがあると思つて、ぜひやつていただきたい。これを非常に痛切に感じましたので、私の希望を申し上げて、大臣の御所見を承つておきたいと思つた。

○中村国務大臣 從來不十分な点があつたかも知れませんが、実はその御指摘の点は、非常に大事だと思つて、そこで、今度法制上明らかにいたしましたのは、経済企画庁が国土総合開発の担当官庁になつておりますので、少なくとも公式に、法制上の建前として経済企画庁長官とは十分事前に協議をいたしまして、国土の総合開発ということと関連をした道路整備をやる必要があるというこちらの自発的な角度に立ちまして、今回御提案申し上げていられるような立法措置を考慮いたしたわけでありませう。なるほど、他の諸官庁にも、お話のようにいろいろ資源関係、あるいは農業関係、その他あることと思つて、これまで法制化するわけに

は参りませんけれども、心がまえとしては、十分協議して、そういう点を考慮に入れて進めるのがほんとうだと思つて、それから、極力努力をいたしたいと思つて、

ただ、それには各関係官庁が、道路はやはり建設省が担当しておるのでございませうから、いろいろな地方開発に関連をしまして、道路整備の必要な問題につきましては、どうぞ一つ遠慮なく、十分に要望をさせていただきますれば、その要望を、高い角度に立つて検討いたしまして、必要な処置を講じていくように心がけて参りたいと思つて、どうか各方面とも遠慮ない御要望をいただき、また地方的には、この道路整備は皆さん御承知の通りに、都道府県とは十分、年度の規模等にいたしました。でも、箇所づけ等にいたしました。連絡をいたしておりました。また、地方的な問題につきましては、都道府県を通しまして御要望を賜ふることのできるように、お願いをいたしたいと思つて、

○瀬戸山委員 今の問題につきましても、実は先ほど申し上げました各省庁の重要な問題と思つたので、各省庁のそういう資源関係の分布状態、また現在やつておる計画というものを、道路整備とかみ合はせて協議をしても、どういふふうになつておる。でありますから、それは出てくると思つて、今度の計画において、それを全部採用するかどうかは検討を要すると思つて、いさすけれども、どうかこれを一つ計画に入れ、国全体の資源開発を進めるために御考慮を願ひたい、希望を申し上げておきます。

○加藤委員長 お諮りいたします。道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を御異議ありませんか。

法律案につきましては、これにて質疑を終局するに御異議ありませんか。

○加藤委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

○加藤委員長 これより討論に入るのではありませんが、討論の通告がありませんので、討論を行なわず、直ちに採択いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

なお、本案議決に伴ひ委員会報告書の作成並びに提出手続につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

次回は公報をもつてお知らせすることにし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

〔参照〕
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

建設委員会議録第十号中正誤

建設委員会議録第十一号中正誤

建設委員会議録第十二号中正誤

建設委員会議録第十三号中正誤

建設委員会議録第十四号中正誤

建設委員会議録第十五号中正誤

建設委員会議録第十六号中正誤

昭和三十六年三月十五日印刷

昭和三十六年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局